

広開土王碑の守墓と勲績記事の史的背景

門田 誠一

〔抄録〕

本論では広開土王碑文にみえる守墓に係する語の出典論的の検討から、これらの語が経書や史籍において、礼に関する用例が多いことを示し、祖先王の陵墓を永劫に保全するという広開土王陵碑の立碑目的が儒教的な出典による傾向があることを明らかにした。つぎに守墓と文脈上で関係する勲績記事について、中国の石刻や史料にみえる事例によって、後漢代を中心として南北朝頃には、墓主の生前の頌徳や勲績の顕彰を碑などに刻すことが盛行していた事実を示した。このような後漢代を中心とした墓主に対

する立碑による頌徳や顕彰の背景には官吏登用制度である孝廉選との関係から儒教倫理の浸透等が想定されるのに対し、広開土王文では個人的な孝にとどまらず、これを介して高句麗王陵の未来永劫の整備と保全を期し、それに象徴される繁栄の継続性を可視的に顕揚する手段であると結論した。

キーワード 高句麗 広開土王碑 王陵 守墓 勲績

序言

広開土王碑は立碑された五世紀初頭を前後する時期の東アジアの国際関係史の資料であるとともに立碑の意味が記されており、文化史的な意義も大きい。思想史や文化史に関わる文章としては勲功ある広開土王のために子である長寿王が立碑するにあたって、先王と祖先王の

陵墓に対する永劫の守墓を記している部分があげられる。このような広開土王碑の主たる立碑目的たる守墓に関して、筆者はこれまでも検討を行ってきたが、本論ではまず具体的な内容を記した第IV面のいわゆる守墓人烟戸条に用いられた語に対して、出典論的な分析を行い、この部分の依拠文献を検討し、それによって広開土王碑の立碑思想を考察することを目的とする。

守墓の内容と文脈構成上も思想的にも有機的に関わり、永劫の守墓の根拠となつている勲績記事に関しては主として広開土王の武勲としての領域拡大が議論の対象となつており、守墓人烟戸条との関連を意識した言及は稀であつた。

これまでも広開土王碑文の文化史的内容に対する研究としては、始祖伝承に関わる説話がとりあげられるなどの方向性が模索されてきたが、質量ともに軍事的・対外的内容の研究と比肩するものではない。広開土王碑文の内容のなかでも、とくに枢要の位置をしめるのが広開土王の勲績記事と王陵の守墓役を記したいわゆる守墓人烟戸の記事であり、これに関しては一定の研究の蓄積をみている。ただし、後にふれるように勲績記事に関しては主として広開土王の武勲としての領域拡大が議論の対象となつており、守墓人烟戸条との関連を意識した言及は稀であつた。本論では広開土王の勲績記事に対して、出典論的にも関係し、類語が頻出する後漢代の石刻の用例を参照して、守墓人烟戸条と有機的な連関の根幹としての勲績記事のもつ基本的な意味について文化史的な位置づけを試みる。

一 広開土王碑文の語句に関する出典論的研究

広開土王碑文の出典論的研究の萌芽は、二十世紀初めの今西龍による発言があげられる。すなわち、今西は一九一九年（大正八）に行った講演で、広開土王碑文の守墓人烟戸に関する部分について、「高句麗人が漢人に書かせたものともみられる」として、広開土王碑文の撰文

に漢人が関与し、中華世界の思想が背景として存在することを示唆した。^①これは言いかえると、広開土王碑文の出典論としては、漢籍の知識が存在したことを暗に示している。

いっぽう、那珂通世は広開土王陵碑にみえる「自上祖先王以来墓上不安石致使守墓人烟戸差錯唯国岡上広開土境好太王盡為祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯」（第四面）の文意について、高句麗歴代の王陵には石碑はなかつたが、広開土王代になつて、多くの石碑を立て、守墓人である烟戸を定めたのであつて、これは『三国史記』高句麗本紀・故国壤王九年三月条にみえる仏教の求福にともなう国社の創設と宗廟の修築記事と関連し、この記事の主体は広開土王での誤記とみる。そして、このような陵墓に対する対応は仏教の影響であり、『三国史記』高句麗本紀にみえる夫余の太后廟の事例から、仏教が移入するまでは陵墓の制度が極めて簡素で素朴なものであつたと論じた。^②

水谷悌二郎氏は碑文の語句について、たとえば「造渡」（第一面第三行）には『爾雅』积水や『詩経』大雅大明などにみえる「造舟」の語を含む内容を典故とし、「奴客」（第二面第四行）は『後漢書』竇憲伝や『三国志』魏書徳郭皇后伝・蜀書麋竺伝などの用例を出典とする^③と述べているように漢籍による撰文を想定した。いっぽうで広開土王碑文を新羅・真興王碑や『魏書』百濟伝および『宋書』倭国伝の文章と比すと、大きな径庭があるとし、碑文には漢籍を典拠とする辞句はみえるものの、漢魏六朝の金石文にみえる雅語が用いられていないとして、高句麗人によって撰文された^④と結論づけた。

武田幸男氏は広開土王碑文にみえる「広開土境」「広開土地」など

の広開土王の諡号に関する語について、「保全土境」「広開水田」「広土開境」（いずれも出典は『三国志』）などの類似の語をあげて、時期的に先行する中国文献に留意すべきであると指摘しており、広開土王陵碑文に関して出典論的に言及している。⁽⁴⁾

広開土王碑文の思想および信仰的な背景を論ずる方向は、碑文にみえる神話の分析があるが、⁽⁵⁾その後の出典論的検討としては川崎晃氏による研究がある。川崎氏は中国古典や正史との対象検討を行い、出典論的方法によって広開土王陵碑の語句の典拠を明らかにした。そして、広開土王碑文の語句や文章が『孟子』『三国志』を中心とした漢籍を典拠として撰文され、広開土王の勲功を讃えるにふさわしい語句や文章を選んで、儒教の徳治主義的な政治思想を受容し、そのなかでもとくに孟子の湯武放伐論と王道論に立脚して広開土王を中国の聖君に比したことを指摘した。⁽⁶⁾

広開土王碑の主たる内容の一つである広開土王の事蹟の顕彰と称揚が儒教思想に基づくとする川崎氏の研究は本論を草するにあたって裨益するところが大きいことを明示したうえで、次に広開土王陵碑の内容と語句に対する出典論的検討に入りたい。

二 出典・典故からみた守墓の特徴

次に広開土王碑の立碑目的の一つを明示した第IV面守墓人烟戸条で文脈上、重要な意味をもつ語を取り上げて、それらを吟味するうえで、守墓人烟戸条のなかでもっとも重要な部分に関わる語句として、守

墓と「洒掃」にあたる「守墓人」の語について、出典論的な検討を行いたい。

まず、「守墓人」の語について、管見のかぎりでは漢籍文献で、これが現れる文献はわずかである。試みにそれらをあげると『明会典』『欽定大清会典則例』『太平広記』などであり、そのいずれも編纂や選定は広開土王碑の立碑された五世紀を大きく下り、あるいは説話的な内容を含む。説話にみえる例として、試みに『太平広記』にただ一箇所現れる守墓人の例をみると、死した僧・韜光の身代わりとして、瓶の中から声を発して、生前親交のあった僧・和衆と言葉をかわす霊としてみえている。⁽⁷⁾

上記の文献のなかで、守墓人が制度としてみられるのは、管見の限りでは明・清の制度・典礼やその施行細則であり、『明会典』には洪武三年に各々封爵官品の差によって、一様に功臣の守墓人戸を給したとある。⁽⁸⁾『欽定大清会典則例』には順治九年の条に皇帝に議を奏した内容のなかに、外藩たる蒙古親王に対して守墓人十戸、郡王は八戸としたなど記載がみえる。⁽⁹⁾

また、「守墓人」の語の基本的意味をなす「守墓」の語にまで広げてみると、正史では『宋書』をはじめとして、『魏書』(三箇所)『周書』『南史』『北史』(二三箇所)『隋書』『宋史』(二箇所)『明史』(三箇所)『清史稿』(五箇所)に現われている。

このうち、広開土王碑と同時代の記載で「守墓」の語がみえるのは、五胡十六国時代の北涼王であった沮渠蒙遜に関わる内容であって、彼が亡母のために王太妃の礼を以て葬送を行い、「守墓三十家」を置い

たとみえている。¹⁰この「守墓」は「家」の単位で示されていることから、その点では「烟戸」としてみえる広開土王陵碑文の「守墓人」と類似した戸単位の徵発形態であったとみられる。

また、広開土王碑よりは年代が下るが、五八七年に隋が南朝の梁を滅ぼした二年後には陳の東揚州刺史蕭敞と呉州刺史蕭瓏が推されて隋に反抗している。これを鎮めた隋は十年後に梁二主すなわち梁の宣帝・蕭督の子である蕭敞と明帝・蕭暉の子の蕭瓏に各々の守墓十戸を給い、梁の後主・蕭琮には柱国を拜し、莒国公の爵位を賜った、とある。¹¹

これらを要するに「守墓人」は前述の清代の事例の以外では、五胡十六国の北涼王沮渠蒙遜が亡母の墓に対して王太妃の禮として置いた例や隋の文帝が南朝・後梁の皇子に与えたという例が知られ、礼制の一環として墓を守護するために、戸単位の集団が置かれることがあったことを示している。

ただし、一般的制度というよりは上記二例に端的に示されているように、皇族などを対象として特定個人の墓に対する特別な処遇として置かれたものが守墓であったらしい。

いっぽう漢訳仏典では、わずかながら「守墓人」の用例が認められる。それは大衆部の伝える律であり、いわゆる四大律の一つである『摩訶僧祇律』にみえる守墓人に関する話柄である。そこでは出家者が衣を求める際の問答として、次のようにみえている。もし、阿練若すなわち静寂の場所あるいは山林になれば、塚（墓）の間に至り、その守墓人がいれば、その時は「私は弊衣を拾おうとしている」と言

いなさい。もし、守墓人がこれを取らせて、「取れば私に示しなさい」といえば、比丘は「今まさにこれを取って示そうとした」と言った。¹²

ここでは墓の間に落ちていた弊衣をめぐる比丘との会話の相手として、「守墓人」がみえている。ただし、話柄からみて、制度的職制としての守墓人ではなく、たんに墓を守る人という一般的な語と考えられる。

「洒掃」の語については川崎晃氏による出典論的研究のなかで、「洒掃穹室」（『詩経』幽風・東山）「洒掃廷内」（『詩経』大雅・文王之什・抑）「於粲洒掃」（『詩経』小雅・鹿鳴之什・伐木）「當洒掃」（『論語』卷十・子張第十九編）「當洒掃墳塋」（『三国志』蜀書蔣琬伝）などの用例があげられている。¹³

これらのなかで、具体的な洒掃の意味を示すものとして『論語』子張第十九の例をあげておこう。すなわち、「子游曰く、子夏の門人小子、洒掃・應對・進退に当りては則ち可なり。抑末なり。之に本づくれば則ち無し。之を如何。子夏之を聞きて曰く、噫、言游過てり。君子の道は孰れをか先に伝え、孰れをか後に倦まん。諸を草木の区して以て別つに譬う。君子の道は焉んぞ誣うべけんや。始有り卒ある者は、其れ唯聖人か」とあり、現在も用いられる掃除と来客の接待などの若者が学ぶべき作法たる「洒掃應對」の語の典故として知られる。¹⁴ここでは子游が、子夏の年少の門人達は、掃除や應對や立居振舞については可であるが、それは枝葉のことであつて、もつとも根本的なことではなく、これはいかなものかと問うと、これを聞いた子夏は、子游は間違っている。君子を養成するのに、何を先にし、何を後にして怠るというのではなく、譬えば草木を育てる時は、時節に応じて徐々

に育て方を変えて行くようなものである。君子の道にはごまかせるものではない。すべて備わるのは、ただ聖人だけであろう、といった。

このほかに洒掃の対象と意味を示すものとして後漢の陳蕃の話がある。陳蕃は十五歳のとき、一室に閑居し、庭も軒先も荒れ果てるままにしていた。父の友人である薛勤が訪ねてきて、「孺子、何ぞ洒掃して以って賓客を待たざる」、すなわち、君はなぜ清掃して、賓客たる父の友人の私を接待しないのだ、言った。陳蕃は大丈夫たる者の処世は、天下を掃除することにあり、どうして一室だけに安んじておられるのかというと、薛勤は陳蕃に世を清くする志があることを知り、これを非凡であるとした。¹⁵

また、三国時代の例としては、諸葛亮に後事を託された蔣琬の子である蔣斌が綏武將軍・漢城護軍となったが、魏の代將軍・鍾会が漢城に到達した時、蔣斌に書を送って礼を尽くし、西方に着いたならば蔣琬の墳塋を洒掃して、祭祀し、敬意を表したい、と述べたところ、蔣斌は返書して、墓の場所を知らせ、謝するとともに孔子に対する顔回の仁愛をあげて、亡父への追慕の情をつのらせたことをしたためた。鍾会はその意を嘉して、蔣琬の墳塋である涪県に着くと、書したことを行った。¹⁶ここでは敵対する蜀と魏の將軍同士のやりとりのなかで、相手に対する礼を尽くす行為として、亡父の墓を「洒掃」して祭祀することが位置づけられている。

このように経書では大切な賓客を迎える際して、また、墓に対して行うことによって、対象となる人に敬意を表するための行為として「洒掃」の一つの意味があり、広義には儒教的な礼の顕現であるとい

えよう。

いっぽう、仏典にも「洒掃」の語はみえ、原始仏典といわれるものの漢訳語のなかにも用いられているが、用字よりむしろ、行為としての清掃が注目されている。たとえば、『增壹阿含経』では、仏塔を管理し、清掃することの功德が説かれ、また、仏塔を破壊するものは阿鼻地獄に墮ちると説かれている。¹⁷清掃の功德を説く経文は多いが、典型として『大般涅槃経』をあげると、釈迦が無畏菩薩に説いた偈のなかに「仏僧の地を塗掃すれば、すなわち不動国に生ぜん」とあり、清掃行為の功德を説いている。¹⁸

また、原始仏典では『根本説一切有部毘奈耶』に典型的に現れるように、貧しい木こりが塔の庭に生えた草を引いて、清掃をして淨信を起こして誓願したり、¹⁹沙門たちの作事として空睹波所すなわち塔の工事や清掃を行うとある。²⁰このように仏塔を清掃することは、古代インドの労働観や職業観から見た時、賤業の部類に属する行為であるが、これが宗教的には高い価値をもつとして昂揚され、とくに清掃行為は仏塔に関わった時に聖視されるという。²¹また、『日本靈異記』などの古代の仏教説話にも清掃は功德として現れる。²²

ただし、従来から広開土王碑文には明らかに仏典を典拠とする語の存在は指摘されていないことを勘案し、功德を説く用法からみても、この語が仏典を出典としたとみることは難しい。

用字においても、この語が用いられる内容も仏典とは異なり、むしろさきに見た経書や正史にみえるような「洒掃」が敬礼すべき墓などを対象として行われていることから、広開土王碑文の「洒掃」は儒

教的な礼およびそれに基づく習俗をもとにしていると考えられる。

いっぽう、碑文の第IV面にみえるその他の語では、「雖有富足之者亦不得擅賣」の「富足」の語はそのものの意味としては、富んで満ち足りることであり、至極一般的な語と思われるが、史籍には存外に用例が少ない。周知の用例としては、後漢・王符の『潜夫論』の「礼儀は富足に生ず、盜賊は飢寒より起る」²³が知られる。すなわち、国が豊かになって生活にゆとりが出れば、人々は自（おの）ずと礼儀を重んじるようになるのであって、盜賊は飢えと寒さによるのである、として、為政者の務めを説く。

その他には曹魏の司馬芝が大司農になった時、農政に関する上奏のなかに、天子が四海の内をもって家とすることを説くのに『論語』顔淵篇を引いて、百姓が満ち足りなければ、君主は誰と足りるのかとあるのをあげ、「富足之田」すなわち富裕充足の田は、天の与える時を失わず、地力を尽くすことにあると述べている。²⁴

また、「其有違令売者刑之買人制令守墓之」にみえる「制令」は、「買う人は制令して、これを守墓す」²⁵または「買う人は制して、これを守墓せしむ」と釈読され、前者の読みでは「制令」は制度法令・法度などの意味の語であり、その用例としては『春秋左氏伝』昭公元年にみえる趙孟の言のなかに「これが表旗をあげ、これが制令を著わし」の文章があげられる。

ただし、ここでは「令」は使役を含蓄する語としての「制令」であるが、守墓人烟戸条では、この文章の前に「又制守墓人自今以後」に続く文章があり、これは「又、制す」として以下の内容を規定してい

ることも勘案すると、「制令」も「制して…せしむ」という釈読をとりたい。

ここまでの考察を以下に整理すると、「守墓人」の語は中国史籍には稀な語であり、碑文にみえるような政府や為政者による制度的な「守墓人」は管見では明・清時代に行われたのであり、広開土王碑の立碑以前の中国史料・文献では葬祭の習俗として現れるのであり、制度として施行された例は知りえず、同義の語としては「守墓」が用いられている。いっぽうわずかに仏典にも「守墓人」の語がみえるが、制度としての用例ではなく、墓を守る人としての一般名詞的な用法であり、広開土王碑文には仏典を典拠とする語が顕著でないことを勘案すると、「守墓人」の語も仏典に依拠するとは考えにくい。

「洒掃」は一般的な語ではあるが、経書や史料では、そこを訪れる人やその墓に対する敬意の場合、その発露たる行為として用いられることがある。「洒掃」の語は仏典にも現れるが、古代インドの職業観としては卑賤なものとされ、仏塔などに関する場合には宗教的な位置づけがなされるとされる。ただし、このような仏典にみえる語が広開土王碑文にみえる制度的な「守墓人」の行う「洒掃」行為と関連するとは考えにくい。

その他では「富足」も一般的な語ではあるが、広開土王陵碑文の立碑年代より編纂年次が遡る史料では、たんに満ち足りるという意味そのものよりは、儒教的な礼に関する文脈のなかで用いられることがある。

「制令」はこれらで熟語を構成するのではなく、その意味でも一般

的な語ではないが、広開土王碑文にみえる「制令守墓之」と類似した語の構成の文が『春秋』『史記』などにみえることから、このような用例と用法を典拠として、この部分が成文された可能性がある。

以上のように語句の出典論的な検討からは、広開土王陵碑の立碑目的たる高句麗王陵の永遠なる保全に関わる広開土王陵碑文第IV面の守墓人烟戸条にみえる語について、中国史籍や仏典を検ずるに、広開土王陵碑文の他の語句に仏典を依拠とする語が顕著でなく、経書や正史にみえる儒教的な礼やそれにもとづく慣習を背景としてみるとみてよからう。そして、別に論じたように広開土王陵碑第IV面の守墓人烟戸条には祖先に対する追孝の意味をもつ王陵の保全が記され²⁶⁾、あわせて礼に関わる語句が用いられていることは内容的にも文脈上も整合性をもつものと理解される。ここでは祖先王の守墓を主たる立碑目的としている広開土王碑そのものが儒教的思想に依拠していることを想定した。

三 勲績顕示記事の位置づけ

広開土王碑文にみえる勲績記事のなかでも、勲績の語句そのものが用いられているのは第I面の「遷就山陵於是立碑銘記勲績以示後世焉」という文章である。この語に示される広開土王の一義的な勲績は碑文の八条からなる紀年記事を中心として広開土王が略来することによって実現した支配領域の拡大であることが定説となっており、このことは広開土王碑文理解の定点となっている。

さらに広開土王碑の勲績記事を受けて、これと継起的に関連する内容としては第IV面にみえる「唯国岡上広開土境好太王尽為祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯」(第IV面八行十四〜四一字)という部分がある。これらの文章は広開土王陵を造営して、ここに碑を建てて勲績を銘記して後世に示し、祖先王の墓のほとりに碑を立てて、広開土王陵とともにそれらの守墓を行う烟戸の混乱がないようにする、という内容である。

このような勲績記事について、すでにふれたように広開土王の略取した領域などに関しては詳細な研究があるのに対し、それらの理念的基盤となるべき勲績記事の碑文における意味ひいては勲績記事を碑文に銘示することの意義そのものについては論及されてこなかった。その理由として、碑文そのものの内容のみからは検討が難しいことがあげられる。

いっぽう中国では後漢代以降に墓碑に死者の勲績を記すことによる頌徳の行為が盛行する。この種の碑文には勲績を銘記する旨の語が散見され、語句と意味の類型としては広開土王碑の勲績を示す語とあい通じる。このことから広開土王の勲績記事を後漢代以降の墓碑等の勲績顕彰・頌徳の文章や内容と対照することによって、広開土王碑文の勲績記事の出典論的かつ思想的系譜を検討し、さらには広開土王碑文における勲績記事の位置づけと意味を考察する。

広開土王碑文の勲績記事の属性を検討するに際して、広開土王碑文の勲績記事に関する主な見解をあげておきたい。

広開土王碑の勲績記事に関する研究としては略取した領域に関する

検討があり、そのなかで広開土王碑文に記された八条からなる紀年記事は文型として「王躬率」型か「教遣」型のいずれかに属し、親征の場合とそうでない場合を含めて、それぞれ王の勳績を強調するための常套的な表現であることが定説とされている⁽²⁷⁾。

このことを前提として、これまでは広開土王の勳績の内容を明らかにすることに研究の中心があった。そのうち学史的な位置を占める研究としては、いうまでもなく武田幸男氏の論考がある。それによると広開土王碑の研究の主要な論点として、当時の国際関係を検討する起点として、広開土王碑文が後世に示そうとした勳績の実態を明らかにすることの重要性を説きおこし、広開土王碑文中の「永楽太王」すなわち広開土王の勳績を分析し、その結果、高句麗の主権を体現する軍事的君主として顕現していると論じた。そして、高句麗および東アジアの視点から広開土王碑文が後世に示そうとした「勳績」の内容として、広開土王が実現した領域支配の実態を明らかにした⁽²⁸⁾。

李成市氏は広開土王碑文の勳績記事は広開土王の偉大な業績をたんに書き連ねたのではなく、内容的には広開土王自身の国土拡大に関わる武勳に限定され、あくまでも守墓役体制の護持をめざす文章の前提として要請される部分であり、決して広開土王の武勳のみを讃えることのみが目的ではないとする。すなわち、広開土王の武勳それ自体が意味をもつのではなく、広開土王の武勳によって守墓人が拡大され、それによって維持された高句麗王を中心とした秩序構造を根拠とすることを示し、広開土王陵とその守墓人の関係を必然化させる意味があるとする⁽²⁹⁾。

いっぽう、広開土王碑文に勳績が記されることの一義の意味およびその思想的背景について論じられることは稀であった。広開土王の勳績の思想的ないし文化史的意味に関しての言及は学史的にも少ないが、そのなかで那珂通世は諡号にみえる「広開土境」は広開土王の「功業ヲ讃揚セル」「美号」であるとした⁽³⁰⁾。これを受けて武田幸男氏は広開土王碑文に記された後世に示すべき勳績の集約的な表現であるとし、あわせてすでにふれたように「広開土境」の語に関しては広開土王碑文にみえる「広開土地」などの広開土王の諡号に関する語とともに、「保全土境」「広開水田」「広土開境」（いずれも出典は『三国志』）などの類似の語をあげて、時期的に先行する中国文献に留意すべきであると指摘した⁽³¹⁾。これらの見解は勳績記事と関わる王号の検討方法を示している。

以上のように広開土王の諡号に関して、「広開土境」を中心として、それが象徴する勳績に関して注視されてきた。しかしながら、勳績を碑文に銘記するという行為それ自体の意味について、これまではほとんど関心がもたれなかったといってもよい。

いっぽうで、わずかではあるが、広開土王碑の立碑位置や碑文の内容に関して中国の思想的習俗との比較によって検討がなされている。たとえば、碑文の文末にみえる「於是立碑銘記勳績以示後世」の文から、広開土王陵碑が王の勳績碑すなわち中華世界では墓側に立てられた神道碑であるとみて、その位置が將軍塚の東南方にあり、これは中国の神道碑と同一であることから、広開土王陵を將軍塚に否定する根拠とするともに、中国正史にみえる高句麗における五経などの流

布による「漢文化」に対する積極的な受容という背景を重視する見方もある。³²⁾

その後、広開土王陵碑文の語句や文章について、たとえば「顧命」(第一面第四行)は『書経』の篇名、「昊天不弔」(第一面第五、六行)は「不弔昊天」や「洒掃」(第四面第五行から六行)は『詩経』、「躅率」(第一面第七行他)は『史記』、『漢書』など、「不軌」(第三面第三行)は『左伝』などのように経書や史書を典故としており、その他にも『孟子』、『三国志』などを典故として撰文され、広開土王の勲功を讃えるにふさわしい語句や文章を選んで、儒教の徳治主義的な政治思想を受容し、そのなかでもとくに孟子の湯武放伐論と王道論に立脚して広開土王を中国の聖君に比したことが指摘されている。³³⁾

他の視点として、広開土王碑文に記された守墓役体制の創出過程において王命を意味する「教」の語が繰り返し用いられ、そのことよって王の意思が法制化していくとする見方があり、このような叙述方法は後漢の桓帝の時に、魯の乙瑛の請願を受けて、孔子廟を守らせる経緯を記し、この件に関与した人々の功績を称えた内容を公文書そのままの形式で刻した後漢・永興元年(一五三)銘の乙瑛碑を参照すると、広開土王碑も同様に石刻文書の性格を備えており、漢代には必ずしも一般的でない略字や用字法も含めて漢代に源流をもつ漢字文化を受容していると考えられている。³⁴⁾

この研究は後漢代の石刻銘文に広開土王碑文との類語や共通する文章があることに基づいて出典論的な方法によって広開土王碑文の用字と内容を吟味している点において、本論で用いた方法の先蹤となるも

のである。

このような用字法にとどまらず、後漢代には碑文に勲績を刻すことは、後漢代以降の金石文では「勳」などの語で表されるように、特定の人物を碑文によって顕彰することを象徴する定型句であり、このような語が存在するほどに碑文による人物の称揚は儒教的行為としてひろく行われていた。次項では金石文や史書から、このような「勳」の内容をとりあげて、それが指し示す具体的な様態を示してみたい。

四 中国文献・石刻にみえる勳績顕示記事とその意味

碑を立てて、人物の勳績を刻し、あるいは頌徳を行うことは後漢代に盛行することに対しては『文心雕龍』誄碑に後漢以来より碑碣が起ったというとする記述があることに加え、³⁵⁾実際の石碑・石刻も後漢の紀年を有する資料が多く知られている。³⁶⁾このような後漢代の紀年をもつ石刻は九十例あまりが数えられるといい、そのうちもつとも時期のさかのぼる例は建武二八年(五二)の「三老諱字忌日記」とされ、もつとも遅いものは建安二一年(二一七)の「綏民校尉熊君碑」とみられている。³⁷⁾また、墓碑としてほぼ全文が判明する例としては永建六年(一三一)銘国三老袁良碑が最古のものとみられており、³⁸⁾この後、西暦百六十年前後から諱・字や祖先の系譜から始まる一定の書式をとるようになるという見方が示されている。³⁹⁾

いっぽう『文心雕龍』誄碑には「また宗廟に碑あり。これを両楹に

樹（た）つ。事は性を麗（つな）ぐに止まり、未だ勲績を勒せず。しかるに庸器漸く缺く、故に後代には碑をもちう」とあり、祖先祭祀のための廟にある柱には祭祀用の犠牲を繋ぎとめるだけで、未だ人の勲功業績を刻すことはなかったが、勲績を刻す青銅器が次第になくなってきたので、後世には碑を用いるようになったと述べている⁴⁰。

同じく立碑と撰文については、「これをもつて石に勒して勲を讀むる者は銘の域に入り」とし、すなわち、石に刻して勲功を称賛すれば、その文は銘の域に入るとしている。また、賛にいわくとして「遠きを写し、虚を追い、碑誄以て立つ。徳を銘し、行を纂（あつ）め、光采充（まこと）に集まる」とあり、遠い過去を写し、故人を偲んで、碑と誄を立てるのであり、徳を銘して、行いを纂（あつ）め、文の彩りが集まると述べられている。

『文心雕龍』は前近代の文学としての言及であるため、この言辞を検証するためには実際の史・資料の内容による検証が必要となろう。漢代以降の石刻による人物の検証に関しては、すでに石刻や史書をあげて、その展開様相を実証的に示した研究がある。それによると、表墓すなわち墓に刻文をしたり、圖像化することによって人物を顕彰することは前漢代後半に創始され、いずれも後漢代に盛行し、行為主体も皇帝から地方長官まで広がり、それにもない顕彰の対象も廷臣から在野の賢人や烈女などにも及んでいくと説かれている⁴¹。

このような業績に導かれつつ、以下では勲績を勒す、すなわち金石などに刻すための碑に関して、広開土王碑文の内容と関連する史書や石刻の記載をあげておこう。

さきにみた後漢代の墓碑は時期によって内容が変化していくが、とくに二世紀前半頃を中心として、墓主の功徳や勲績をほめたたえる頌徳の文章が盛行する。

たとえば永建六年（一三一）銘の国三老袁良碑には「民被沢艶畿義大本徳、曜其碣、□煌煌数万世」とあり、袁良から民が被った徳を称揚し、それを碑碣にして輝かせ、その煌々たることが永遠であることを記している⁴²。また、建和元年（一四七）の敦煌長史武斑碑には「伊君遺徳□孔之珍、故□石銘碑、以旌明德焉」とあり、墓主の伊君の遺徳を石碑に刻して、徳を旌（あらわ）すとある。従事武梁碑には「垂示後嗣、万世不忘」とあり、碑の内容を子孫に垂示し、万世に忘れな」と記す⁴³。

碑石に墓主の賢徳や勲績を記すことについては、建和二年（一四八）銘の石門頌摩崖に「嘉君明知、美其仁賢。勒石頌徳、以明厥勲」とあり、司隸校尉榭爲楊孟文の明知や仁賢のうるわしさを石に勒して頌徳し、その勲績を明らかにすると記されていることに明らかである⁴⁴。同じく頌徳や勲績の称揚の経緯が知られるのが楊震の墓碑である。

『後漢書』楊震伝によると彼は高潔、清廉で知られたが、樊豊・周広らの讒言にあい、延光三年（一二四）に毒を仰いで自死する。後に順帝が即位すると、樊豊・周広らは誅殺となり、弟子である虞放・陳翼の働きで楊震の名誉は回復され、改葬を許されて、子にも官職が与えられた。改葬の直前、墓に大鳥が現れ、葬送の前にはうつつむいて悲しげな声で鳴き、涙を流して、葬送が終わると飛び去ったという⁴⁵。

その後、楊震の死から五十年ほどして、孫である楊統の門人が「漢

故太尉楊公神道之碑」という題記の墓碑を立てた。その文章には「懿(うるわ)しきかな盛徳、満世に栄を垂る。勲を金石に勒(きざ)み、日月と炯(かがや)きを同じたらしめん」とあり、死者の功績を金石に刻することによって日月と同じく永遠の輝きをもつというのである。同じ碑文には「(楊震の子孫が)先訓を奉遵し、易世替(すた)れず、天は嘉祚を鍾(あつ)めて、永世極まり罔(な)し」とあり、子孫が先訓すなわち祖先の教えを遵守することによって、世は代わらず、天は嘉祚つまり王業の福をあつめて永世に極まることがない、とある。⁴⁶⁾ここでは子孫が祖先の教えを守ること世の繁栄がもたらされることを説いている。

この他にも後漢代の墓碑には、同様に墓主の徳を碑などに銘すだけでなく、このことよって、後世の祭祀が定まることなどが記されている。その端的な例としては孔子の第十九世である孔宙の墓碑に「ここにおいて故吏・門人、すなわち共に名山に陟(のぼ)り、嘉石を采(と)り、銘を勒して後に示し、葬式あら俾(し)めん」とあり、名山の良い石で碑を作り、銘を刻んで後世に示して、祭祀の方式を存続させることを述べている。ここでは石碑に銘を刻んで後世に示すことは、祖先の祭祀の基本として認識されている。

この種の立碑の意味するところについては、永寿三年(一五六)の孟孝琚碑に「身は滅するも名は存し、美称修飾して、勉めて素意を崇めんとす。…恵みは後昆に流れ、四時祭祀し、煙火連延して万歳絶えず、後人に勛(はげみ)とならんことを」とあり、死者の身体は滅んでも名は残り、名を称え崇めると、その恵みは後昆すなわち子孫に伝

わり、四時祭祀して、その煙や火が連なり、永遠に絶えることがなく、後人の励みになるとしている。⁴⁷⁾ここでは死者の名を崇めて伝えることによって、子孫にその恩恵を垂れ、祭祀が続けられることは後人の励みになるとあり、死者の名の顕彰や宣揚は子孫に恵みをもたらすという因果関係が示されている。

死者である墓主に対する頌徳の時間的継起関係に関しては、建寧五年(一七二)銘の郟閣頌碑に「勒石示後。乃作頌曰」とあり、⁴⁸⁾碑石に人物の頌徳を刻すことよって後世に示すことこそが目的であることがわかる。中平三年(一八六)銘の張遷碑にも「於是刊石豎表、銘勒万載」とあり、碑文の内容を石に刻して立て表し、万載すなわち永久に銘し勒すことが謳われている。⁴⁹⁾

このような「勒石示後」「銘勒万載」は次節でふれるように広開土王碑文にみえる「勲績以示後世」と同義であり、類型的な語句であることに注意したい。

ここでみたように死者の徳を顕彰する墓碑は後漢以降に盛行するが、史書等にも同様の内容を表す語や内容がみえている。たとえば、死者の勲功を刻む「勒勲」の語の例を瞥見すると『後漢書』には安帝の鄧皇后に関して以下のような記事がある。元初五年(一一八)、平望侯の劉毅が鄧太后に徳政が多いことから、すみやかに言行録を作成すべきであると考え、安帝に上奏した言辞のなかで、どうか史官に『長樂宮注』および『聖徳抄』を編纂させ、これよって輝ける功績を宣揚し、勲功を金石に刻み、これを日月のごとく掲げて、はてしなく広め、それにより陛下の丞丞の孝を崇(たか)められるべし、と述べている。⁵⁰⁾

ここでは鄧太后の勲績を宣揚する方法として金石に刻することが象徴的にあげられている。

おなじく『後漢書』斑梁伝では論に言うとして、夷狄の地で功名を求めた人物を評して、祭彤と耿秉は匈奴を征伐する権謀の端緒を開き、斑超と梁懂は西域を支配する計略を展開し、ついに功をたて名をあげ、爵位を受け、功績を祖廟にのべて、後世に勲績を刻した、とある。⁵¹ここでは「勅勲于後」として表現されているが、やはり後世に勲を刻すことが重視されている。

このように勲績を銘する素材のなかでも、とくに石碑に関しては、厚葬の風習の一つとして曹操がこれを禁じた⁵²とされるが、史料としては、その後も現れ、東晋以降の立碑に関しては、裴松之の立碑に対する献策が参考になる。それによると世間では私に碑を立てて一族を顕彰しているが、碑文には事実と乖離したことが記されていることに對する献策のなかに「諸々の碑を立てんと欲する者は、宜しくことごとく言上せむべし。朝議をなし、許すところあらば、然りて後にこれを聽（ゆる）すべし」とあるのに象徴されるように、⁵³吏民がほしのままに立碑をするのではなく、碑文の内容が真実だと認められたら、これを許すことにする、と述べているように、すくなくとも広開土王碑と同時代の東晋頃においては朝廷が立碑を統御することが求められるほどに立碑が行われていたことがわかる。⁵⁴

曹操と同時代において勲績を金石に刻す同時代的意味を示した史料として、『三国志』蜀書・許靖伝には、孫策が長江を渡つて東進して来た際に許靖らは難を避け交州へ逃れたが、その際に曹操に出した書

信の全文があげられており、曹操が交州に派遣した使者の張翊が許靖を強引に招聘しようとしたため却つて忌避され、腹いせに許靖の出した書信を全て捨てたため、結局届けられることはなかったが、その末尾には周の管邛の事績を引いて、人臣の採用に関して論じたなかで、天子が選んだ人物が社稷を安んじ、下民を救済したあかつきには、管弦にあわせて音楽がかなでられ、その勲功が金石に勒されるであろう。そのために願わくは努めて、国のために自重して、民のために自愛することを説いている。⁵⁵

南北朝期の記述として『宋書』武三王伝江夏文獻王義恭条にみえる太宗明帝の詔として、皇室の基礎は崇め定めて、『易経』の屯の卦と剝の卦すなわち困厄衰敗が維（こ）れ難く、ために啓を引き載を熙（ひろ）め、績（いさお）を底（とど）めるのに真心をこめ、もとより世祀を饗するにより、宗彝に勲を勒せよ、とある。⁵⁶このように皇室の顕彰とその永続のためには、世々祭祀を行い、勲績を宗族の彝器に刻することが求められていた。

『梁書』柳慶遠伝には陳吏部尚書姚察の言として、以下のようにみえる。王茂、曹景宗、柳慶遠はまさに世に一家をなしたが、奇特な節操があることを顕わさない。梁が興り、その日月の余輝にあることを知り、西周の宣王を助けた中興の賢臣たる方叔と召虎の事績を跡づけ、鍾鼎にその勲功を刻したのは、偉いことであると贊嘆している。⁵⁷

これらの事例が示すように後漢から南北朝にかけて、勲績を金石に勒すという語が散見し、いわば定型句のように用いられていることから、碑や青銅器に勲績を刻すことよって死者たる墓主の生前の事績

や現実社会の人物の功績を顕彰することが行われたことがわかる。

五 立碑による勲績顯示の文化的意義

碑を立てて勲績を勒することは、後漢代に盛行し、それ以降にも行われたのであり、このような顕彰行為が中国で創始され、思想的系譜もまたここに存することは明らかである。

このことを認識したうえで広開土王の勲績記事について検討してみたい。まず、勲績記事そのものは冒頭にもふれたように「以甲寅年九月廿九日乙酉遷就山陵於是立碑銘記勲績以示後世」とあって、その内容は山陵すなわち広開土王の陵墓を造り、そこに碑を立てて勲績を銘記したことを述べており、そのなかでも「於是立碑銘記勲績以示後世」はまさに後漢代の墓碑等に見える死者のために金石に美称を修飾して刻する行為であることが明らかになった。そして、このことはとりもなおさず広開土王碑の立碑行為そのものが後漢代以来の中国の思想に基づいて行われていることを示している。

そして、広開土王碑文には勲績を銘記とともに王陵の守墓に関する文章が記されている。すなわち、「自上祖先王以来墓上不安石碑致使守墓人烟戸差錯唯国岡上広開土境好太王盡爲祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯」の箇所であり、すなわち、広開土王以前の「上祖・先王」の陵墓には、「墓の上」に石碑がなかったために、守墓人の烟戸が差錯するにいたったが、広開土王のみが祖先王の墓の上（ほとり）に碑を立てその烟戸を銘して差錯せしめず、と解される。すなわち広開土

王陵をはじめとして、「国岡上」の地に所在するすべての「祖王・先王」の陵墓の「守墓人烟戸」の「差錯」を防ぎ、これによってそれらの陵墓の永劫の安寧を祈念し、さらにはこれを実行するために後世に伝え示す機能をもたせるべく、「国岡上」に立碑したのが広開土王碑であって、それは相対的位置観念としては、すべての国内王系の王陵の「ほとり」に立碑したものであったのである。このような意味をもつ広開土王碑の立碑の背景には武田氏の指摘するように国内城の築造とそれにとりまなう国内王系の系譜意識の高まりによる高句麗「国」の拡大、確立があるとみられ、これと深く関わって、支配領域から「守墓人烟戸」を徵発することを力点とし、それによって広開土王陵に象徴される歴代王陵の未来永劫の守墓による保全が高句麗国家体制維持の可視的表徴であった。

以上のような効力をもつ勲績記事の根幹には、立碑による墓主たる広開土王の事績の顕彰や勲績の称揚そのこと自体が中国の思想的系譜にもとづいていることを指摘し、そのことが高句麗王陵の保全として制度的に示されることが可視的な高句麗王系の継続性の表徴であり、ひいては高句麗の政治・社会体制維持を具現化するものである。

いっぽう立碑による顕彰・頌徳の目的については、かつて別稿で論じたことがあるが、⁵⁵⁾ 煩をいとわず、本論の結論に関連する部分のみを摘要する。まず、後漢代に盛行した石祠堂の題記には、「爰示後世、台台忘勿」(王孝淵墓碑)という文章があげられる。⁵⁶⁾ これは墓碑の内容について、爰(ここ)に後世に示し、代々忘れることなかれ、とあり、その

永劫の伝示を銘記し、これが示す内容とその対象は「唯観者諸君、願勿販傷」（郷他君石祠堂題記）という文章によつて端的に示されている。⁶⁴すなわち、この文は、ここに来た者はただ見るだけで、埜域の構築物を販ぎ、あるいは損壊しないように、という意味であり、この題記のある墓に対する外来者からの保存と保護を銘じている。このような内容を示す題記の類例は多いが、その他には永寿三年（一五七）の紀年のある石祠堂の題記にみえる「家子来入堂宅、但觀耳、無得刻画、……唯省此書、無忽矣」（山東・嘉祥宋山三号墓題記）という文章があげられる。⁶⁵これにもやはり、ここに来た人はただ石祠堂を見るだけで、落書をしてはいけないとあり、ここに来観する人士はこのことを忽（ゆるがせ）せにすることなかれ、と説いている。

これらの告示は石祠堂およびその建っている墓を訪れる人々すなわちこれを見る者に対して銘じて示す内容であつて、明らかに来観者の存在を前提としている。その背景には漢代において、墓やそれに接して建てられた石祠堂などを来訪する習慣があつたことに由来する。このことを踏まえて、同様の表現が広開土王陵碑文にみえる同類の表現である「唯国岡上広開土境好太王尽為祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯」の部分すなわち、「祖王・先王すべての王墓ごとくに、はじめて立碑・銘戸を実施したのは広開土王自身であつて、それ以前は石碑を安置しなかつた」の内容を考察するならば、広開土王以前の祖王・先王の陵墓には、「墓の上」に石碑がなかつたために、守墓人の烟戸が差錯するにいたつた、と解されることと広開土王陵のみで碑が発見されている事実に関しては、広開土王碑がただたんに広開土王陵のみ

に対して立てられたものではなく、広開土王陵の造られた集安平野をさす「碑文」中の文字である「国岡上」にある広開土王陵およびこれに先立つ陵墓に対する「守護」「酒掃」すべきことを記した碑であると解される。⁶⁶そのため広開土王陵碑が保全の効力を期待したのは広開土王およびその祖先の陵墓であり、碑文の主要な内容たる守墓の部分は、ここに来る人々に向かつて、これらを保全することが一義的な目的であり、さらに、思想的にはそのことによつて、立碑者である長寿王の孝を宣揚するための意図があつたと考へる。⁶⁷

後漢代の立碑の意味としては、これまで論じられているように立碑による亡親などの顕彰の背景に儒教倫理の浸透や文学の展開などの思想的基盤とした人物評論の盛行とそれにもなう自己表現および自己主張があつたとされているが、その背後には後漢代に行われた郷挙里選の選挙科目である察挙の一つとして、前漢代より行われていた孝を主体とした世評による官吏登用である孝廉選ないしは挙孝廉と呼ばれる官吏登用制度が展開した。⁶⁸このように後漢が国家的に儒教を媒介に察挙を通じて在地社会と関係を結ぶ関係を儒教的察挙体制と称されるほどの状況となつた。⁶⁹それに起因して肉親のための墳墓造営は孝・悌の美名を得る手段となつたことが考へられる。その一環として亡親や祖先あるいは師の墓などに立碑する行為も位置づけられるであろう。⁷⁰

広開土王陵に対する立碑は、祖先や亡親に対する孝の発露ではあつても、この点において、後漢代の立碑とは質的に異なるのであつて、すでにふれたように広開土王碑にはかつて祖先王の陵墓には碑が立てられておらず、広開土王以前の祖王・先王の陵墓には、「墓の上」に

石碑がなかったために、守墓人の烟戸が差錯するにいたったと解され、はじめで全ての王陵に立碑したのは広開土王である」と広開土王碑文に銘記されているのであり、このことは、たんに祖先王に対する広開土王個人の孝にとどまらず、これを介して高句麗王陵の未来永劫の整備と保全を期したのである。そして、高句麗王陵の完整された姿こそは、とりもなおさず高句麗国の永劫の保全とそこに象徴される繁栄の継続性を可視的に顕揚する手段であった。ここにおいて、立碑者である個人の現実社会での立身や出世を別途とし、祖先への孝の称揚として可視化した後漢代の墓碑とは異なる高句麗さらにはその王陵独自の意味が存したと考える。

結語

本論では広開土王陵碑の内容のうち、主たる立碑目的を記したとされる守墓の内容について、出土論的検討を行うことによって、守墓およびそれをと有機的に結びついた勲績記事に関して検討することによって広開土王碑の立碑背景について考察した。文末に際して、本論の内容を摘要し、結語にかえたい。

まず、広開土王陵碑文に用いられた語句や文章に関する学史的な整理を行い、出土論的検討によって思想的背景を考究するための有効性を示した。

次に広開土王陵碑文にみえる守墓に関する「遷就山陵於是立碑銘記勲績以示後世焉」などの語句や内容に着目し、これらが経書や祖先

の墓を保全することを記した漢代墳墓の石刻文にみえることから、広開土王陵碑文の守墓が孝の思想を背景としていることを論じた。

さらに広開土王陵碑文にみえる守墓に係する語として「守墓」「洒掃」「富足」「制令」などをあげ、出典の検討から、これらの語が経書や史籍において、礼に関する用例が多いことを示し、祖先王の陵墓を永劫に保全するという広開土王陵碑の立碑目的が儒教的な出典による傾向があることを明らかにした。

つぎに守墓と文脈上で関係する勲績記事について、これまでの研究による論点を整理し、広開土王が実現した支配領域としての解釈が主であって、勲績そのものの文化的な意義は問われてこなかったことを確認するとともに石刻文書として中国史料や漢代碑文との相関的研究を示し、そのような方法の有効性を例証した。

これをもとに中国の石刻や史料にみえる事例によって、後漢代を中心として南北朝頃には、墓主の生前の頌徳や勲績の顕彰を碑などに刻すことが盛行していた事実を示した。そして、このような後漢代を中心とした墓主に対する立碑による頌徳や顕彰は儒教倫理の浸透や文学の展開などの思想的基盤とした人物評論の盛行とそれにとまらぬ自己表現および自己主張が存することを述べた。その背後には後漢代に行われた郷挙里選の選挙科目である察挙の一つとして、前漢代より行われていた孝を主体とした世評による官吏登用である孝廉選ないしは孝廉と呼ばれる官吏登用制度が展開し、それに起因して肉親のための墳墓造営は孝・悌の美名を得る手段となったのであり、その一環として、後漢代の石刻等に記された亡親や祖先あるいは師の墓などに対す

る立碑と墓の保全行為が位置づけられると考えた。

これに対して、広開土王陵に対する立碑は、祖先や亡親に対する孝の発露ではあっても、後漢代の立碑とは質的に異なるのであって、祖先王に対する広開土王個人の孝にとどまらず、これを介して高句麗王陵の未来永劫の整備と保全を期したのであって、高句麗王陵の完整された姿こそは、とりもなおさず高句麗国の永劫の保全とそこに象徴される繁栄の継続性を可視的に顕揚する手段であり、この次元において立碑者である個人の現実社会での立身や出世を祖先への孝の称揚として可視化した後漢代の墓碑とは異なる高句麗独自の立碑の意味があると論じた。

〔注〕

- (1) 今西龍「朝鮮の文化」『朝鮮史の栞』（近沢書店、一九三五年）
- (2) 那珂通世『那珂通世遺書』大日本図書、一九二五年、五〇〇～五〇一頁
- (3) 水谷悌二郎『好太王碑考』（開明書院、一九七七年）九七～一〇〇頁
- (4) 武田幸男『高句麗史と東アジア』（岩波書店、一九八九年）二四八～二四九頁
- (5) 松原孝俊「神話学から見た「広開土王碑文」」『朝鮮学報』一四五、一九九二年
- (6) 川崎晃「第二章 高句麗広開土王碑の基礎的考察」『古代学論究—古代日本の漢字文化と仏教』（慶応義塾大学出版、二〇一二年）
- (7) 『太平広記』卷第三三〇・鬼十五・僧韜光
：納之瓮中、以盆覆之。瓮中忽哀佛大歴史4号来たて門田Yakalijp
曰吾非韜光師、乃守墓人也。知師与韜光師善、故仮為之。
- (8) 『明会典』卷一六二
洪武三年定功臣守墓人戸各以封爵官品之差等給之。
- (9) 『大清会典則例』卷一四〇
一守墓。順治九年、題準蒙古親王守墓人十戸、郡王八戸：
其母死、以王太妃礼葬焉。又為蒙遜置守墓三十家。改授牧健征西大將軍、王如故。
- (11) 『北史』卷九三・列伝第八一・僭偽附庸・梁／蕭琮
上遣左僕射高頴安集之、曲赦江陵死罪、給復十年。梁二主各給守墓十戸、拜琮柱国、賜爵莒国公。
- (12) 『摩訶僧祇律』卷第九（大正新脩大藏經第二二卷三〇四頁上段）
若無阿練若住处、应至塚間。若有守墓人应語言、我欲捨弊衣。若守墓人教取、取已示我當取示之。若取死女人衣時、女身未壞者、应往頭辺而取。若身已壞得隨意取、若死男子衣亦隨意取。若死人衣有宝者、应足躡却宝持衣而去。若不覺有宝持衣還、乃知有宝者、应付淨人持作湯藥。若守墓者、語比丘言、聽汝取不好衣、好者勿取。是比丘到塚間、不見弊者多有好衣。即持還語守墓人言、正有是好衣耳。守墓人聽取便取、若言是好不聽汝取、比丘应還更求余者。
- (13) 川崎晃「第二章 高句麗広開土王碑の基礎的考察」（前掲注6）
- (14) 『論語』子張第十九
子游曰子夏之門人小子、當洒掃應對進退、則可矣。抑末也。本之則無如之何。子夏聞之曰、噫言游過矣。君子之道、孰先傳焉。孰後倦焉。譬諸草木、区以別矣。君子之道、焉可誣也。有始有卒者、其唯聖人乎。
- (15) 『後漢書』列伝卷六六・陳王列伝第五六／陳蕃
陳蕃字仲舉、汝南平輿人也。祖河東太守。蕃年十五、嘗閑処一室、而庭宇蕪穢。父友同郡薛勤來候之、謂蕃曰孺子何不洒掃以待賓客。蕃曰大丈夫処世、當掃除天下、安事一室乎。勤知其有清世志、甚奇之。
- (16) 『三国志』卷四四・蜀書十四・列伝第十四／蔣琬子斌
子斌嗣、為綏武將軍、漢城護軍。魏大將軍鍾會至漢城、與斌書曰巴蜀賢智文武之士多矣。至於足下、諸葛思遠、譬諸草木、吾氣類也。桑梓之敬、古今所敦。西到、欲奉瞻尊大君公侯墓、當洒掃墳塋、奉祠致敬。願告其所在。斌答書曰知惟臭味意眷之隆、雅託流通、未拒來謂也。亡

- 考昔遭疾疢、亡於涪縣、ト云其吉、遂安厝之。知君西邁、乃欲屈駕脩敬墳墓。視予猶父、顔子之仁也。聞命感愴、以增情思。會得斌書報、嘉歎意義、及至涪、如其書云。
- (17) Legitimo Elsa 『増壹阿含經』における舍利、舍利供養、仏塔』、『印度学仏教学研究』五七一三、二〇〇九年)
- (18) 『大般涅槃經』卷第一九および二二
：塗掃仏僧地、則生不動國。：(大正新脩大藏經第一二卷七三四頁中段)
- (19) 『根本説一切有部毘奈耶』卷第六
時彼獵師多財大富、以諸香木焚聖者身。復持牛乳而滅於火、便將余骨盛置金瓶、四衢道邊起舍利羅塔、并持種種繪蓋幢幡花香伎樂申供養已。至心礼塔而発願言、我実愚迷不識善惡、遂於如是真実福田造極重罪。願於後世勿招惡報、所有供養善根於當來身。(大正新脩大藏經第二三卷六五八頁上段)
- (20) 『根本説一切有部毘奈耶』卷第三四
作時者、若於窄睹波所有營作及衆僧事業。或時掃灑大如席許。或復塗拭如牛臥処。(大正新脩大藏經第二三卷八一五頁中下段)
- (21) 杉本卓洲 『仏塔の生成とその信仰の展開』(『仏教学セミナー』六三、一九九六年)
杉本卓洲 『インド仏塔の研究―仏塔崇拜の生成と基盤』(平楽寺書店、一九八四年)
- (22) 杉本卓洲 『ブッタと仏塔の物語』(大法輪閣、二〇〇七年)
(22) 黒須利夫 『古代における功德としての「清掃」』、『日本霊異記』上巻第十三縁の一考察』根本誠二、サムエル・モース編『奈良仏教と在地社会』(岩田書店、二〇〇四年)
- (23) 『潜夫論』愛日
礼儀生於富足、盜竊起於貧窮。
- (24) 『三国志』卷一一・魏書一一・崔毛徐何邢司馬／司馬芝
海内為家、故伝曰百姓不足、君誰與足。富足之田、在於不失天時而盡地力。
- (25) 武田幸男 『附録二『広開土王碑文』釈読』、『高句麗史と東アジア』(前掲)
- (26) 門田誠一 『高句麗王陵の築造思想にみる儒教と仏教』追孝から追福へ』、『歴史学部論集』(佛敎大学)二、二〇一二年)
- (27) 浜田耕策 『高句麗広開土王陵碑文の研究―碑文の構造と史臣の筆法を中心として』(『朝鮮史研究会論文集』一一、一九七四年)
- 武田幸男 『高句麗史と東アジア』(岩波書店、一九八九年)一六四～一六五頁
関連した研究史の整理は下記論文参照。
- 武田幸男 『その後の広開土王碑研究』(『年報朝鮮学』三、一九九三年)
- (28) 武田幸男 『高句麗史と東アジア』(岩波書店、一九八九年)
- (29) 李成市 『広開土王碑の立碑目的と高句麗の守墓役制』(『高句麗研究』二、一九九六年)
- (30) 那珂通世 『那珂通世遺書』大日本図書、一九一五年
- (31) 武田幸男 『高句麗史と東アジア』(岩波書店、一九八九年)二四八～二四九頁
- (32) 白承玉 『広開土王陵碑の性格と將軍塚の主人公』(『韓国古代史研究』四一、二〇〇六年) (ハングル文献)
- (33) 川崎晃 『第二章 高句麗広開土王碑の基礎的考察』、『古代学論究―古代日本の漢字文化と仏教』(慶應義塾大学出版、二〇一二年)
- (34) 李成市 『広開土王碑の立碑目的に関する試論』(『韓国古代史研究』五〇、二〇〇八年) (ハングル文献)
- (35) 『文心雕龍』誄碑
自後漢以来、碑碣云起。
- (36) 永田英正編 『漢代石刻集成』本文篇、図版・釈文篇(同朋舎出版、一九九四年)
- (37) 趙超 『古代石刻』(文物出版社、二〇〇一年) (中国語文献)
李徳品 『論東漢碑文的發展分期』(『遵義師範学院報』一一一三、二〇〇九年) (中国語文献)

- (38) 宋・洪适撰『隸釈』卷第六
- (39) 小池一郎「費鳳別碑と五言律の成立」（『同志社外国文学研究』三三・三四、一九八二年）
- (40) 『文心雕龍』誅碑第十二
又宗廟有碑、樹之兩楹、事止麗牲、未勒勲績。而庸器漸缺、故后代用碑。
- (41) 角谷常子「後漢時代における為政者による顕彰」（『奈良史学』二六、二〇〇八年）
- 角谷常子「中国古代における石刻流行の社会的背景」（『奈良大学総合研究所所報』一七、二〇〇九年）
- (42) 宋・洪适撰『隸釈』第六
- (43) 清・王昶撰『金石萃編』卷八
- (44) 松井如流解説『漢石門頌』（二玄社、一九六〇年）
上海書畫出版社編『漢石門頌』（上海書畫出版社、一九七九年）〔中国語文献〕
- 伏見冲敬「新訂書の歴史」中国篇（二玄社、二〇一二年）など。
- (45) 『後漢書』楊振伝
歳余、順帝即位、樊豊、周広等誅死、震門生虞放、陳翼詣闕追訟震事、朝廷咸称其忠、乃下詔除二子為郎、贈錢百万、以礼改葬於華陰潼亭、遠近畢至。先葬十余日、有大鳥高丈余、集震喪前、俯仰悲鳴、淚下霑地、葬畢、乃飛去。
- (46) 永田英正編『漢代石刻集成』本文篇、図版・积文篇（同朋舎出版、一九九四年）
あわせて京都大学人文科学研究所所蔵石刻拓本資料データベースを参照した。
- (47) 陳孝寧「昭通漢《孟孝琚碑》訳釈―謹以此献給該碑出土九十周年―」（『昭通師專学報』一九九二年第二期）〔中国語文献〕
陳孝寧「昭通東漢《孟孝琚碑》浅探」（『民族芸術研究』一九九三年第五期）〔中国語文献〕
- (48) 伏見冲敬解説『漢鄱閣頌』（二玄社、一九六一年）
- 秦公ほか編『西狭頌・鄱閣頌』中国石刻大觀精粹篇題跋集9（同朋舎出版、一九九二年）
- (49) 西林昭一解説ほか『張遷碑・後漢』（二玄社、一九九〇年）
米運昌・呉緒倫「《張遷碑》歴史与書法芸術価値浅析」（『山東師大学報（社会科学版）』一九九八年第二期）〔中国語文献〕
- (50) 『後漢書』皇后紀上/和熹鄧皇后
宜令史官著長楽宮注、聖德頌、以敷宣景耀、勒勲金石、縣之日月、攄之罔極、以崇陛下烝烝之孝。
- (51) 『後漢書』班梁列伝/梁曄
論曰：祭彤、耿秉啓匈奴之權、班超・梁曄奮西域之略、卒能成功立名、享受爵位、薦功祖廟、勒勲于後、亦一時之志士也。
- (52) 『宋書』卷一五・志第五/礼二
漢以後、天下送死奢靡、多作石室石獸碑銘等物。建安十年、魏武帝以天下雕弊、下令不得厚葬、又禁立碑。
- (53) 『宋書』卷六四・列伝第二四・裴松之
松之以世立私碑、有乖事実、上表陳之曰：（中略）：以為諸欲立碑者、宜悉令言上、為朝議所許、然後聽之。
- (54) 魏晉南朝の立碑の実態とそれに対する為政者の対応については下記論考参照。
- 劉濤「魏晉南朝の禁碑与立碑」（『故宮博物院院刊』二〇〇一年第三期）〔中国語文献〕
- (55) 『三国志』蜀書・卷三八・許糜孫簡伊秦伝第八/許靖
苟非其人、雖親不授。以寧社稷、以濟下民、事立功成、則繫音於管絃、勒勲於金石、願君勉之。為国自重、為民自愛。
- (56) 『宋書』卷六一・列伝第二一・武三王/江夏文獻王義恭
泰始三年、又下詔曰皇基崇建、屯・剝維難、弘啓熙載、底績忠果、故從饗世祀、勒勲宗彝。
- (57) 『梁書』卷九・列伝第三・柳慶遠
陳吏部尚書姚察曰王茂・曹景宗・柳慶遠雖世為将家、然未顯奇節。梁興因日月未光、以成所志、配迹方・邵、勒勲鍾鼎、偉哉

- (58) 門田誠一「第十三章 高句麗王陵域における広開土王碑の相対的位置」『古代東アジア地域相の考古学的研究』(学生社、二〇〇六年)
〔初出は一九九八年〕
- (59) 門田誠一「高句麗王陵の築造思想にみる儒教と仏教・追孝から追福へ」(前掲注26)
- (60) 謝雁翔「四川省郫县犀浦出土的東漢殘碑」(『文物』一九七四年第四期)(中国語文献)
- なお、本論で以下に引用する石刻文は提示した部分の意味の理解を優先するために、本来の空画や改行は示さず、文の区切りを重視して、筆者による句読点のみを記した。
- (61) 羅福頤「郷他君石祠堂題字解釈」(『故宮博物院院刊』総二期、一九六〇年)(中国語文献)
- (62) 済寧地区文物組・嘉祥県文管所「山東嘉祥宋山一九八〇年出土的漢画像石」(『文物』一九八二年第五期)(中国語文献)
- 李堯林『山東漢画像石研究』(済魯書社、一九八二年)(中国語文献) 一〇一〜八頁
- 朱錫祿編著『嘉祥漢画像石』(山東美術出版社、一九九二年)(中国語文献) 一二五頁
- (63) 門田誠一「高句麗王陵域における広開土王碑の相対的位置」(前掲注58)
- (64) 門田誠一「高句麗王陵の築造思想にみる儒教と仏教―追孝から追福へ」(前掲注26)
- (65) 本論に関わる範囲において、孝廉選については下記論文を参照。
鎌田重雄「漢代の孝廉について」『秦漢政治制度の研究』下(日本学術振興会、一九六二年)
- 福井重雅「漢代官吏登用制度の概観」『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)
- 浜口重国「漢代の孝廉と廉吏」『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九九六年)
- 草野靖「漢代における帝政の発展と選挙制度」(『九州大学東洋史論

- 集』三二、二〇〇四年)
- 鷲尾祐子「前漢の任官登用と社会秩序―孝廉と博士弟子―」(『中国古
代史論叢』五、二〇〇八年)
- (66) 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五年) 一三七
〜一四三頁
- (67) 加藤直子「ひらかれた漢墓―孝廉と「孝子」たちの戦略―」(『美術史
研究』三五、一九九七年)
- 鄭岩「関于漢代喪葬画像觀者問題的思考」中国漢学会・北京大学漢
画研究所編『中国漢画研究』第二卷、广西師範大学出版社、二〇〇五
年)(中国語文献)

(もんだ せいいち 歴史文化学科)

二〇一三年十一月七日受理